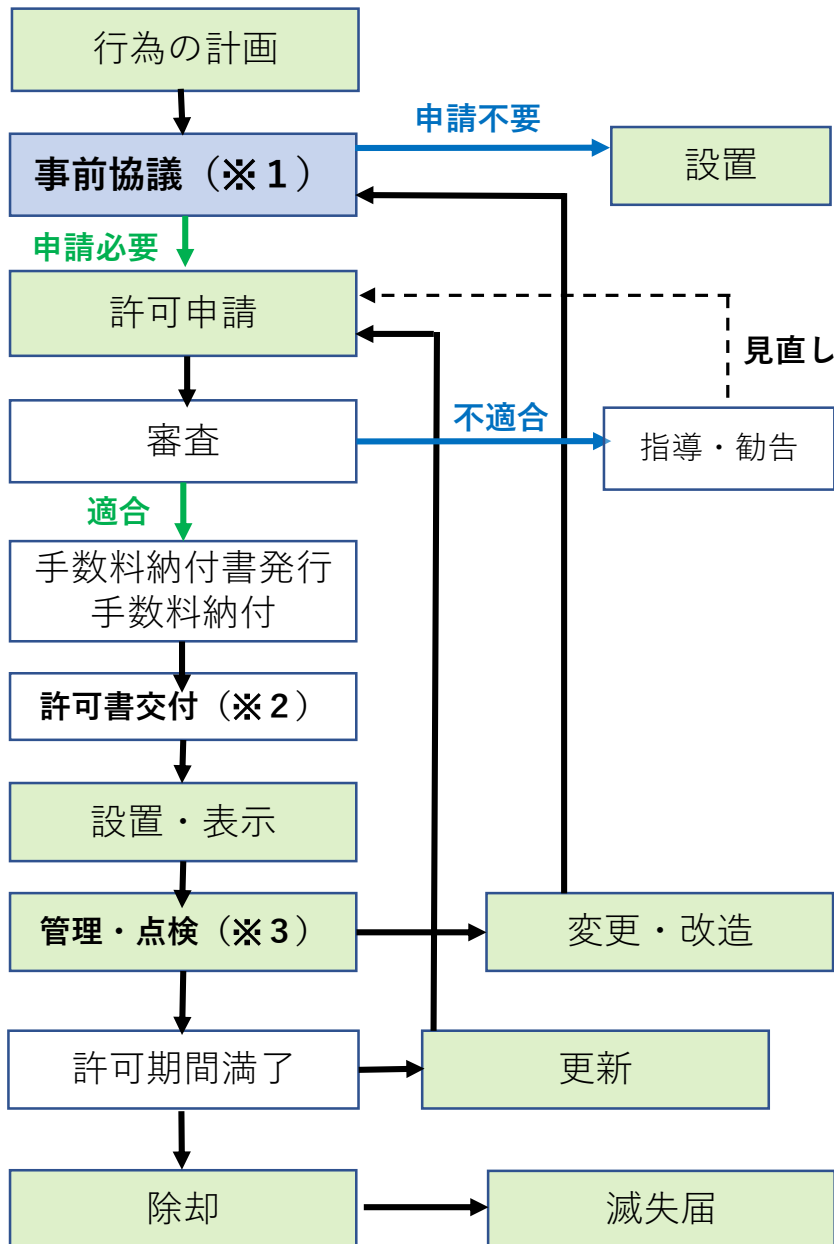


申請手続の流れ

●岩国市屋外広告物等に関する条例の手続



※1 事前協議について

広告物を「新規」又は「変更・改造」申請する場合は、市との事前協議をお願いします。「重要文化的景観区域」では、事前協議を必ず行ってください。

※2 許可書交付について

許可書の郵送を希望される場合は、手数料のほかに「郵送料相当額」も納付していただきます。郵送を希望される場合は、申請の際にお伝えください。

（これまで切手を貼った返信用封筒を送っていただきましたが、令和8年7月1日からは許可書郵送用のための郵送料は、岩国市手数料条例の規定に基づき、事前に納付していただきます。）

※3 安全点検報告書の提出について

安全点検報告書の提出は、「更新」及び「既存広告物の新規」申請の時のみに変更しました。